



# 市浦中学校いじめ防止基本方針

令和2年 4月 改定  
五所川原市立市浦中学校

# 市浦中学校いじめ防止基本方針

## (1) 本校のいじめ防止対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、素晴らしい歴史・伝統文化・豊富な自然に恵まれた地域にあり、これらの貴重な資源を活用した体験活動を通し、学校・家庭・地域の連携を図って生徒の社会性や規範意識を高めることを目的とした実践を行ってきた。相内の虫送り、十三の砂山まつり、靄山お山参詣、ふるさと祭り等の地域の祭りや行事、職場体験学習、しじみ漁体験や独居老人宅の雪かきのボランティア活動に参加するなど、地域交流を積極的に進める教育活動を行っている。

いじめについては、小規模校の利点を生かして、常に教職員が個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応している。そして、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進していく。そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

## (2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・けんか 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## (3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組まねばならない。
- ・生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- ・日常的に生徒の行動の様子を把握するとともに、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証して、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。
- ・調査結果からハートフルリーダーを中心に対応する。

## (4) 校内体制について（別紙1 校内指導体制）

### ① 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立していじめに対応する。そのために、いじめ防止対策委員会で情報を共有して組織的に対処し、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・ハートフルリーダー・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効のないいじめの問題の解決を図る。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

## ② 校内研修の充実

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

## ③ 校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

## ④ 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。
- ・より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## (5) いじめの未然防止について（別紙2 学校いじめ防止プログラム）

### ① いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進する。
- ・社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

### ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進めていく。
- ・学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・ストレスを運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。

### ④ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などに

- も協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。
- ・自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
  - ・異学校種や同学校種間で適切に連携して、発達の段階に応じて社会性や自己有用感・自己肯定感などを、身に付けられるように取り組む。

#### ⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- ・生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（いじめ防止ポスターや標語の作成、規律委員会によるキャンペーン、いじめ防止に向けた話し合い活動等）する。

### (6) いじめの早期発見について（別紙2 学校いじめ防止プログラム）

#### ① 基本的な考え方

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

#### ② いじめの早期発見のための措置

- ・定期的・必要に応じたアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・保護者用のアンケートやいじめのサイン発見シートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、生活記録ノート（デイリーライフ）等で交友関係や悩みを把握したりして、いじめの早期発見の手立てとする。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を通して、生徒の家庭での様子を把握し、情報交換に努める。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して状況を把握し、トラブルの早期発見、早期対応に努める。
- ・生徒が悩みを抱え込まないように、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・インターネット上のいじめ（パスワード付きサイトやSNS、メール、無料通話アプリ等）については、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・集まったいじめに関する情報について学校の教職員全体で共有する。
- ・生徒が欠席し始めた当初から生徒や保護者と関わりを持ち、不登校防止やいじめの解消につなげる。以下は、一般的な対応であるが、個々の事案によって適切に対応する。

○欠席1日目～：学級担任等による電話連絡や家庭訪問の実施により欠席理由を把握する。

○連続欠席3日目～：学年主任が連続欠席3日目以上の生徒を管理職に状況報告し、状況に応じて、周囲の生徒や保護者、教職員等への聴取等により不登校の原因や背景の把握に努める。今後の対応方法の検討、生徒や保護者とつながりのある教職員を中心に電話連絡や家庭訪問等を継続する。

○連続欠席5日や1か月通算欠席7日（遅刻・早退も加味）：臨時対策委員会を開催し不登校の原因や背景となった要因の検証、解消を目指した支援の検討、教育委員会の支援を得る。

○いじめにより相当の期間欠席（年間30日目安）：[重大事態]として対応する。

### (7) 解決に向けた対応について（別紙3 緊急時の組織的対応）

#### ① 基本的な考え方

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- ・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・加害生徒に対しては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

## ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。
- ・いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐために、直ちに関係機関と連携し、対応する。

## ③ いじめ発見時における学校から教育委員会への報告

- ・毎月アンケート調査を行い、いじめとしての訴え、通報、教職員等の発見したいじめについて報告する。（「いじめ《様式1》」提出）「いじめ《様式1》」の提出3か月後にその後の状況を確認し、新たに紙媒体で提出する。
- ・本人又は周囲に対して及ぼす影響が大きいものについて、事実を確認しだい速やかに学校教育課へ電話報告する。学校においていじめの調査、当該生徒への指導終了後、いじめ《様式2》を提出する。
- ・いじめの行為が、暴行、障害、恐喝等犯罪性のあるものに関しては、いじめ《様式2》に加えて生徒指導《様式1》事故報告書も提出をする。
- ・重大事態が発生した場合は、五所川原市いじめ防止基本方針に則り、学校教育課へ報告するとともに教育委員会の指導の下、適切に対応する。重大事態の調査結果については、調査終了後、いじめ《様式3》を提出する。

## ④ いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめられた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

## ⑤ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言（ハートフルリーダー）

- ・いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学

校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。
- ・いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### ⑥ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・被害・加害双方の当事者、周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるように、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

#### ⑦ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・早期発見の観点から、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・生徒が悩みを抱え込まないように、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・インターネット上のいじめ（パスワード付きサイトやSNS、メール、無料通話アプリ等）については、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

### (8) 重大事態への対応について

#### ① 重大事態とは

- ・重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。(例：生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケース)
- ・「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を「相当の期間」の目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

#### ② 重大事態への対応

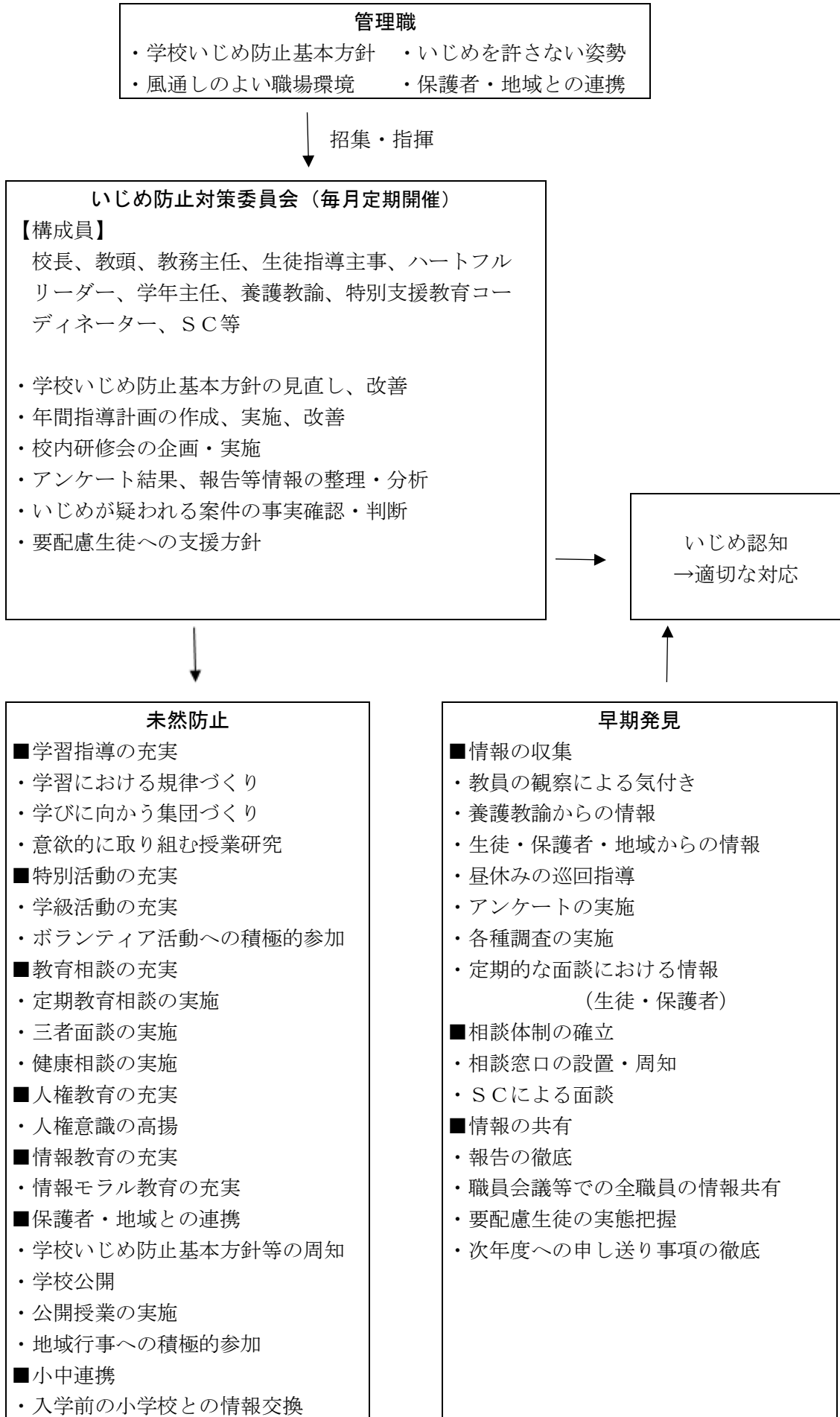
- ・校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家（心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者及び民生児童委員等）を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

- ・事案によっては、市教育委員会及び市長が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

#### (9) 評価

- ・学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえて学校評議員等の助言を参考にしながらその改善に取り組む。
- ・教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、適切かつ迅速な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

別紙 1 校内指導体制

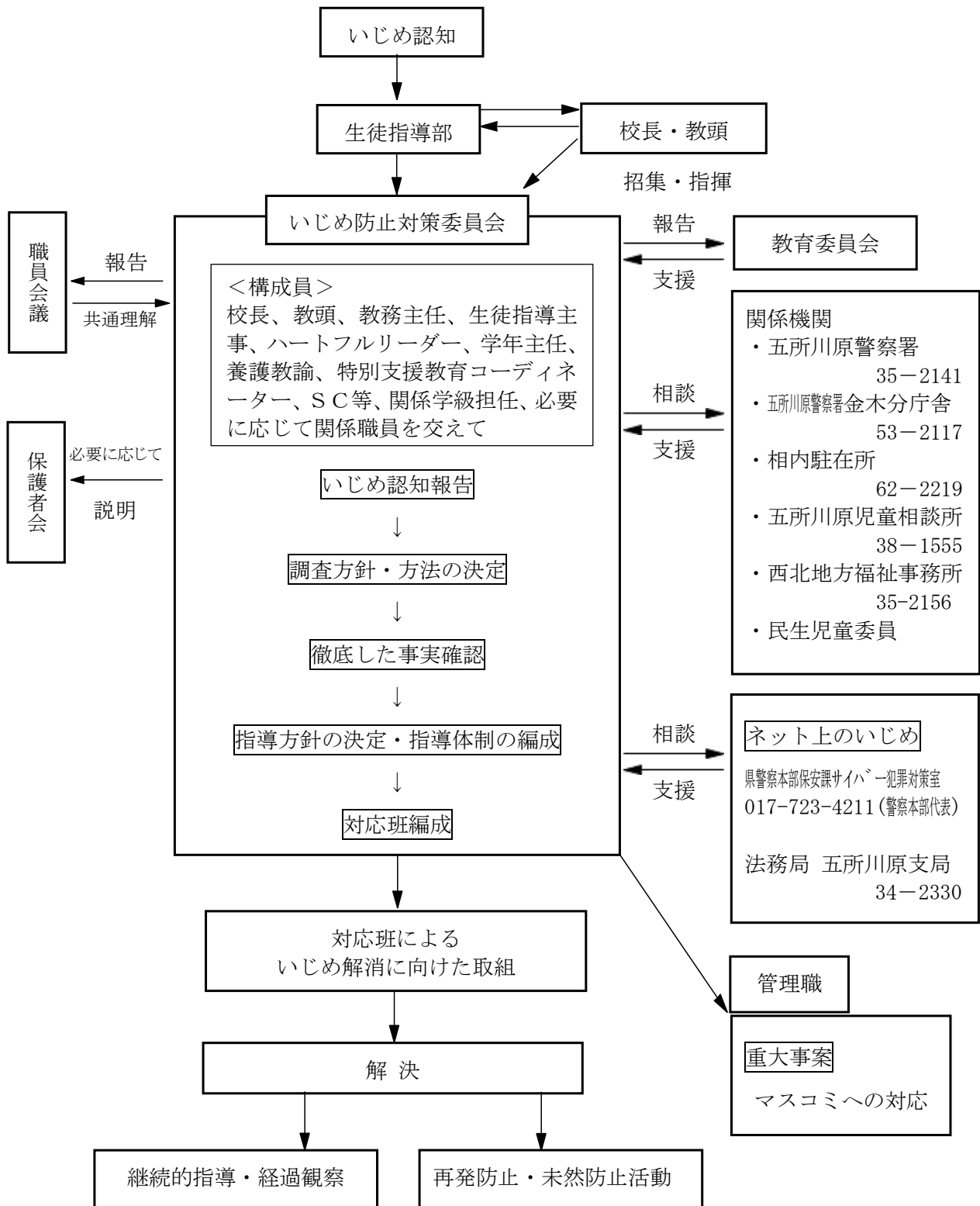




別紙2 学校いじめ防止プログラム

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	
4月	いじめ防止対策委員会 いじめ対策についての説明・啓発(PTA総会・学校便り)	新入生に関する情報の共有 学級開き 人間関係づくり 情報モラル教室	健康相談 いじめアンケート① 保護者アンケート①	<b>職員会議等</b> ・いじめ防止対策委員会は1か月に1度生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて会議をする。
5月	いじめ防止対策委員会の 検討と見直し 基本方針の	前期生徒総会 いじめ防止ポスターや標語の作成 研究授業① 授業公開週間(教師)	教育相談① いじめアンケート② 授業公開	
6月		地域行事参加(相内の虫送り) 運動会	いじめアンケート③	
7月		ケータイ安全教室	いじめアンケート④ 保護者アンケート② 生活実態アンケート 家庭訪問、三者面談	
8月		規律委員会によるいじめ防止キャンペーン 3年職場体験	いじめアンケート⑤	
9月		思春期教室 2年しじみ漁体験 地域行事参加(小馬踊り、霧山お山参詣) 研究授業②(後期計画訪問)	健康相談 いじめアンケート⑥	
10月		フリー参観週間(保護者) SOSの出し方教室 市中祭 授業公開週間(教師) 地域行事参加(ふるさとまつり)	授業公開 いじめアンケート⑦ 保護者アンケート③	
11月			いじめアンケート⑧ 教育相談②	
12月		情報モラル安全教室	3年三者面談 いじめアンケート⑨ 保護者アンケート④	
1月		雪かきボランティア 研究授業③	いじめアンケート⑩	
2月		後期生徒総会 入学前の小学校との情報交換	1・2年三者面談 いじめアンケート⑪	
3月	いじめ防止対策委員会 本年度のまとめ	卒業式 修了式	いじめアンケート⑫ 保護者アンケート⑤	<b>早期発見に向けた取組</b> ・いじめアンケートは生徒が毎月、保護者が年に5回実施する。【情報の収集】 ・SCによる面談の機会を設定する。【相談体制の確立】 ・定期的に昼休みの巡回指導を実施する。【情報の収集】 ・小規模校の利点を生かし、生徒の日常の微妙な変化に対応し、全職員で情報を共有する。【情報の共有】

別紙3 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
  - ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
  - ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。